

## 会計基準の同等性評価への 金融庁等のコメント

制度調査部  
齋藤 純

### EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト

#### 【要約】

2007年から、EUで公募又は上場するEU域外企業に対して、IAS/IFRS(国際会計基準/国際財務報告基準)又はこれと同等と認められる会計基準による連結財務諸表の作成が義務付けられる。

これに伴い、EUでは、日本を含む第三国GAAPと国際会計基準との同等性を評価するプロジェクトが進行している。IAS/IFRSと同等と認められる会計基準に基づき作成された財務諸表は、現在と同じようにEUにおいて利用できるため、同プロジェクトでは、日本の会計基準を含む第三国の会計基準がIAS/IFRSと同等性を有するか判断される。

CESR(欧州証券規制委員会)では、第三国GAAPの同等性評価を行うにあたって、基本的な考え方をまとめたコンセプト・ペーパー案を公表した。これに対し、2004年12月、わが国の金融庁及びASBJはコメントを提出している。本稿では、CESRが公表したコンセプト・ペーパー案の概要を紹介しつつ、金融庁及びASBJによるコメントの内容をまとめる。

#### 同等性評価に関するコンセプト・ペーパー案に金融庁などがコメント

EUにおいては、公募又は上場するEU域内企業については2005年から、EU域外企業については2007年から、IAS/IFRS(国際会計基準/国際財務報告基準)又はこれと同等と認められる会計基準による連結財務諸表の作成及び開示が義務付けられる。これに伴い、EUでは、日本を含む第三国の会計基準(以下、第三国GAAP<sup>1</sup>)と国際会計基準との同等性を評価するプロジェクトが進行している。

2007年以降、EU域外企業が作成及び開示する連結財務諸表は、IAS/IFRSそのものでなくとも、“IAS/IFRSと同等と認められる会計基準”に基づき作成したものであれば使用が認められる。そのため、IAS/IFRSとIAS/IFRS以外の会計基準とが同等であるかを判断する必要が生じる。第三国GAAPに関する同等性評価とは、わが国の会計基準を含む第三国GAAPとIAS/IFRSとの同等性を評価するプロジェクトである。

EU域内で公募又は上場する日本企業にとっては、わが国の会計基準がIAS/IFRSと同等と認められれば、日本の会計基準に基づき作成した財務諸表を今後も開示し続けることができる。しかし、同等と認められなかった場合には、IAS/IFRSとの差異に関する追加開示などの改善措置を取るか、最悪の場合、IAS/IFRSに基づいて別途作成した財務諸表を提出しなければならなくなる<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> GAAPとは、「一般に公正妥当と認められた会計原則」のこと。“Generally Accepted Accounting Principles”の頭文字をつなげたもの。

<sup>2</sup> 2004年10月12日、ASBJ(企業会計基準委員会)とIASB(国際会計基準審議会)は、日本の会計基準と国際会計基準との差異を縮小させることを目的とする共同プロジェクトの発足を発表しているが、このプロジェクトとEUが進める第三国GAAPの同等性評価プロジェクトは、制度的な関連性はない。

## 2004年10月にCESRがコンセプト・ペーパー案を公表

第三国 GAAP と IAS/IFRS の同等性は、最終的には EC(欧州委員会)が決定する。しかし、EC では、2004年6月25日、第三国 GAAP(当面、日本 GAAP、米国 GAAP 及びカナダ GAAP が対象<sup>3</sup>)の同等性評価を行う判断材料として、CESR(欧州証券規制委員会)<sup>4</sup>に技術的助言を行うよう要請した。

EC からの要請を受けた CESR は、2004年10月21日に、コンセプト・ペーパー案<sup>5</sup>を公表。これは、第三国 GAAP と IAS/IFRS の同等性評価に関する技術的助言を行う前段階として、同等性を評価する際の基本的な考え方をまとめ、一般からの意見を募ったものである。CESR では、コンセプト・ペーパー案について、2004年12月22日までパブリック・コメントを募集しており、わが国の金融庁及び ASBJ(企業会計基準委員会)はそれぞれコメントを提出し、同等性評価を行う上での意見表明を行った。

CESR では、寄せられた意見を考慮し、2005年1月にコンセプト・ペーパーの内容を確定させ、2005年6月末には同等性評価に係る技術的助言を EC に対して行う予定となっている。

### 図表 同等性評価に関する今後の予定

2004年6月25日	EC(欧州委員会)が、CESR(欧州証券規制委員会)に対し、第三国 GAAP と IAS/IFRS の同等性評価に関して技術的助言を要請。
10月21日	CESR、第三国 GAAP の同等性評価を行うにあたって、基本的な考え方をまとめたコンセプト・ペーパー案を公表。
12月22日	CESR のコンセプト・ペーパー案に対するパブリック・コメントの締切り。
2005年1月	EU 上場企業(外国企業等を除く)の財務諸表作成に IAS/IFRS の適用を義務化。 CESR、コンセプト・ペーパーの確定版を公表。
3月	CESR、EC に対する技術的助言案をとりまとめ。
4~5月	技術的助言案に対するパブリック・コメントを募集。
6月末	CESR、第三国 GAAP の同等性評価に係る EC への技術的助言の期限。
12月末	EC が、第三国 GAAP の同等性に関して最終決定。
2007年1月	EU に上場する EU 域外企業の財務諸表作成に、IAS/IFRS 又はそれと同等の会計基準の適用を義務化。

<sup>3</sup> EC による CESR への要請では、日米カナダの GAAP に限定して同等性評価に関する助言を求めているが、今後、日米カナダ以外の第三国 GAAP についても同等性評価を行う必要性が生じることも考えられる。そのため、今回、日米カナダ GAAP の同等性評価に用いられる手順は、今後の第三国 GAAP の同等性評価の基準となるという意味合いも持つ。

<sup>4</sup> Committee of European Securities Regulators. EU の証券監督当局間の連携向上や、証券分野の規制に関する実施規則の策定等の際に助言機関としての EC の補助などを行う。

<sup>5</sup> Concept Paper on Equivalence of Certain Third Country GAAP And on Description of Certain Third Country Mechanisms of Enforcement of Financial Information Consultation Paper のこと。CESR のウェブサイト (<http://www.cesr-eu.org/>) で閲覧可能。

## CESR のコンセプト・ペーパー案の概要

金融庁及び ASBJ のコメントを見る前に、CESR が公表したコンセプト・ペーパー案の概要を確認したい<sup>6</sup>。

CESR のコンセプト・ペーパー案では、第三国 GAAP の同等性評価を行うにあたっての基本的な考え方を示し、提示した考え方に異存はないかコメントを求める形式となっている。コンセプト・ペーパー案が示した考え方は、概ね次のようなものである。

### < 同等性の評価基準 >

- ・同等性評価を行うにあたって、「同等性を有する」とは、“完全に一致する”ことを意味するものではない(「第三国 GAAP により作成された財務諸表を利用した場合と、IAS/IFRS により作成された財務諸表を利用した場合とで、投資家が同様の投資判断を下すことができる」のであれば、多少の差異があっても、両者は同等性を有するとみなす)

### < 具体的な評価方法 >

- ・同等性評価では、「一般原則の検証」と「会計基準の技術的評価」を行う。
- ・「一般原則の検証」では、財務情報の特性(「わかりやすさ」「目的適合性」「信頼性」「比較可能性」)に関する比較検討、会計基準がカバーする範囲の比較検討、を行う。
- ・「会計基準の技術的評価」では、第三国 GAAP と IAS/IFRS の会計基準自体の比較検討を行う。2005 年 1 月 1 日以降に適用される会計基準を対象に行い、両者の間に存在する“重大な差異”を対象に重点的に実施する。

### < 同等性が認められない場合の改善措置 >

- ・同等性が認められなかった場合は、基本的に、IAS/IFRS に基づいて財務諸表を作成し再度開示する。ただし、IAS/IFRS との差異が、IAS/IFRS により財務諸表を作成し直す程に重大でない場合には、差異の状況に応じて、次の 3 通りの改善措置を適用する。

追加開示(開示条件が異なるために生じる IAS/IFRS との差異を想定)

調整計算書(測定や認識の差異による影響が、損益計算書や貸借対照表の多くの項目に及ばない場合の差異を想定)

附属明細書(測定や認識の差異が複雑で多岐に渡る場合を想定)

### < 早期通告メカニズム >

- ・会計基準が変更される可能性を踏まえて、第三国 GAAP 及び IAS/IFRS を定期的に検証する組織を設立し、会計基準が変更された場合に速やかに対応できるように、“早期通告メカニズム(Early warning mechanism)”を導入する。

<sup>6</sup> CESR のコンセプト・ペーパー案の詳細については、制度調査部情報「日本の会計基準は国際会計基準と同等か？ EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト」齋藤 純(2004.11.18)を参照。

## 金融庁及び ASBJ のコメントの概要

金融庁は 2004 年 12 月 21 日付で、ASBJ は 12 月 22 日付でコメントを CESR に送付した<sup>7</sup>。両者ともにコメントを行っている点に関するコメントの主旨は、概ね一致している。

もっとも、金融庁のコメントは、具体的な評価方法や考え方に限定せず、同等性が認められなかった場合の改善措置や早期通告メカニズムなどに関しても言及されており、ASBJ のコメントは、具体的な評価方法や考え方に限定してコメントされている。

### < 金融庁のコメントの概要 >

同等性評価にあたっては、日本の会計基準に関する実務的な知識・経験の豊富な関係者の見解に重点を置くべきであり、知識が十分でない専門家の見解を不適切に重視すべきではない。

個人投資家が日本の会計基準について十分な知識を有するとは想定しがたいため、第三国 GAAP に基づき作成された財務諸表を利用した場合に (IAS/IFRS に基づき作成された財務諸表を利用した場合と) 類似の投資判断を行うことが可能か否かは、機関投資家の見解を考慮して評価すべき。

仮に米国 GAAP が IAS/IFRS と同等と判断された場合には、日本の証券発行者が EU 資本市場において米国 GAAP を利用することを容認すべき

第三国 GAAP と IAS/IFRS がカバーしている項目における重要な相違のみに焦点をあてて評価を行うべき。IAS/IFRS がカバーする項目のすべてを第三国 GAAP がカバーしていないことを理由に同等性を否定すべきではない。

2005 年 1 月 1 日以前に導入が決定されており、2007 年 1 月 1 日時点で強制適用される会計基準を考慮の対象とすべき

重要な相違にのみ焦点をあてて同等性の評価を行うことを支持。何が重要な相違にあたるかについては、会計基準の詳細な技術的比較を過度に行わないこと、象徴的な相違に過度に重点を置かないことが重要。

グローバルかつ開放的な EU 資本市場の性格の促進、投資機会の拡大を通じた EU の投資家利益に照らして判断されるべき。

同等性が認められなかった場合の改善措置としては、「追加的開示」における会計処理の相違に関する定性的開示のみとすべき。「調整計算書」及び「補完計算書」は、コスト便益の観点から適当ではない。

早期通告メカニズムに基づき定期的に会計基準の再評価を行うことは首肯できるが、再評価の頻度は 3 年に 1 度程度でよい。

### < ASBJ のコメントの概要 >

第三国 GAAP が IAS のすべての項目をカバーしていない場合に、市場環境や経済実態が異なるため基準を設ける必要性がないケースがあることに留意すべき。

2005 年 1 月 1 日時点で会計基準として存在し、2007 年までに適用が開始される基準は技術的評価の対象とすべき。

現在開発中の会計基準で、2007 年までには適用開始が見込まれる基準についても、技術的評価に際して考慮すべき。

<sup>7</sup> 金融庁、ASBJ、日本公認会計士協会及び日本経団連は、11 月 23 日に開催された公聴会にも参加している。

同等性に関する全体の評価は、単純に第三国 GAAP と IAS/IFRS とに違いがあることをもって行うのではなく、違いに合理性があるかどうかも考慮に入れて行うべき。

IAS/IFRS がカバーしている項目のうち、第三国 GAAP がカバーしていない項目があったとしても、それを理由に同等性が認められないと判断すべきではないとの主張は、金融庁と ASBJ に共通するところである(金融庁コメント と ASBJ コメント )。IAS/IFRS ではカバーされているが日本の会計基準には存在しない項目として、金融庁と ASBJ は、IAS29「超インフレ経済下の財務報告」と IAS41「農業」を挙げ、わが国ではこれらの会計基準を設ける必要性がないと説明している。

どの時期を基準に同等性評価を行うかについては、2005 年 1 月時点で会計基準として存在し、2007 年 1 月時点で適用が開始される会計基準については、同等性評価の対象に含めるべきとしている点も両者で共通している(金融庁コメント と ASBJ コメント )。

この主張は、CESR のコンセプト・ペーパー案が、会計基準の技術的な評価を 2005 年 1 月 1 日以降に適用される会計基準を対象に行うこととしていることに対応したものである。コンセプト・ペーパー案に従うと、「固定資産の減損に係る会計基準」と「企業結合に係る会計基準」が評価の対象から外れてしまい、同等性評価に影響を及ぼすと考えられる。なお、ASBJ では、2007 年までに適用開始が見込まれる会計基準も評価に際して考慮すべきとして、具体的に、ストック・オプション等に関する会計基準<sup>8</sup>を挙げている。

コンセプト・ペーパー案では、第三国 GAAP が IAS/IFRS と「同等性を有する」こととは、必ずしも、両者の会計基準が「完全に一致する」ことを意味するものではないという認識を明らかにしている。

これは、例えば、「第三国 GAAP により作成された財務諸表を利用した場合と、IAS/IFRS により作成された財務諸表を利用した場合とで、投資家が同様の投資判断を下すことができる」のであれば、多少の差異があっても、両者は同等性を有するとみなすという例を用いて説明されている。金融庁コメント は、この判断基準を用いる際の「投資家」とは、日本の会計基準についてより多くの知識を有すると想定される「機関投資家」を基準として判断すべきと主張するものである。

<sup>8</sup> ASBJ は、2004 年 12 月 28 日に、企業会計基準公開草案第 3 号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」を公表している。公開草案では、従業員等からのサービスの取得に応じて、従業員に付与するストック・オプションを費用として会計処理することとしており、2006 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に付与されるストック・オプション等から適用することとしている。